

第9章 水防訓練

第1節 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。（法第32条の2）

水防管理団体の水防訓練は、次の要領に基づいて十分訓練を行うよう水防計画に定めるものとし、実施にあたっては、可能な限り地元住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

（実施要領）

(1) 実施事項

- ① 観測（水位、潮位、雨量、風速、波高等）
- ② 通報（電話、無線、伝達等）
- ③ 動員（水防団、消防団、水防協力団体、応援等）
- ④ 輸送（資材器具、人員等）
- ⑤ 工法（水防工法）
- ⑥ 排水門・取水門、角落し等の開閉操作
- ⑦ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

(2) 実施時期

- ① 指定水防管理団体の水防訓練は、最も効果のある時期を選び行うものとする。
- ② その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準ずるものとする。

第10章 水防費用

第1節 費用負担

1 費用負担

水防管理団体の所管する区域の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に関する応援のために要する経費の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体との間において協議し、決定する。（法第41条・第23条）

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は富山県知事にあつせんを申請することができる。

（法第42条）

第2節 公用負担

1 公用負担権限